

石垣市における女性職員の活躍の推進に関する  
特定事業主行動計画（改定版）



令和4年4月  
石垣市

## 石垣市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 4 年 4 月 1 日  
石 垣 市 長  
石 垣 市 議 会 議 長  
石 垣 市 教 育 委 員 会  
石垣市選挙管理委員会委員長  
石垣市代表監査委員  
石 垣 市 消 防 長  
石 垣 市 農 業 委 員 会  
石垣市水道事業管理者

石垣市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、石垣市長、石垣市議会議長、石垣市教育委員会、石垣市選挙管理委員会委員長、石垣市代表監査委員、石垣市消防長、石垣市農業委員会、石垣市水道事業管理者が策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標を達成するための取組

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 2 条に基づ

き、市長部局、市議会事務局、市教育委員会、市選挙管理委員会事務局、市監査委員会事務局、市消防本部、市農業委員会事務局、市水道部（以下「市長部局等」という。）において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。また、設定した数値目標その他の目標達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この目標及び取組は、市長部局等において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対するものから順に掲げている。

## 1. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

### 目標

令和8年度までに、管理的地位にある職員に占める女性の割合を、30%にする。

### 取組

- ① 令和4年度以降も引き続き、女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置する。
- ② 現在も女性職員のみを対象とする外部研修（市町村アカデミー等）への派遣を行っているところであるが、より計画的に派遣するとともに、女性職員を対象とした市主催の研修を実施し、管理的地位に就任した際の意識付けを行う。

## 2. 男性職員の育児休業の取得

### 目標

平成28年度から令和3年度までに育児休業を取得した男性職員は、各年度とも1名を超えた事がないため、より多くの男性職員の取得促進を目標とする。

### 取組

- ① 育児休業の取得前後において、育児休業からの円滑な復帰を図るため、所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。
- ② 男性の育児休業取得の促進に向けて、職場内での理解を深めるための環境づくりを呼びかけ、その周知徹底を図る。